

## 1 環境保全の見地からの意見

事業予定地は、新日本製鐵株式会社八幡製鐵所構内に位置しており、その全てが工業専用地域に指定されている。また、事業予定地から最も近い住宅地までは、3キロメートル以上離れていることから、当該事業の実施により住民等に与える環境影響については、かなり低いものと考えられる。

また、当該事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）においては、事業者は当該事業の実施における環境保全対策に最大限の努力を払っていると評価されることから、当該準備書に対して特段の意見はない。

しかし、産業廃棄物処理施設の建設事業及び産業廃棄物の処理に伴う環境影響については、その事業特性から、事業者は、環境影響評価の結果を踏まえて、次の点について、なお一層の環境保全対策に努められたい。

- (1) 当該施設は、既存の施設と比べて煙突からの排出ガス量が大幅に増加する計画である。そのため、当該事業により排出されるダイオキシン類、二酸化いおう、二酸化窒素、ばいじん及び塩化水素の排出抑制対策として、脱ダイオキシン塔、排煙脱硫装置及び湿式集じん機等の設置並びにそれらの適切な維持管理を行うことで、環境への負荷の低減を図ること。
- (2) 当該施設の稼働後は、発生する廃棄物の再資源化及び適正処理を確実に行うことで、環境への負荷の低減を図ること。
- (3) 準備書の記載のとおり、当該施設に必要な蒸気の一部を事業所内の他の施設での廃熱ボイラーから発生する余剰廃熱を有効利用することで、可能な限り電力使用量の削減を行い、二酸化炭素等の温室効果ガス削減対策を図ること。

## 2 その他

事業者は、準備書に対する市長の意見を踏まえ、準備書の修正を行い、環境影響評価書を作成すること。さらに、事業に着手する前までに北九州市環境影響評価技術指針に基づき、事後調査を実施するための計画書を作成し、市長に提出すること。